

○みよし市宅配ボックス設置費補助金交付要綱

令和6年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、宅配ボックス設置費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、宅配物の再配達を不要とする宅配ボックスを購入し、及び設置した際の費用の一部を補助することにより、宅配ボックスの普及を促し、再配達に係る配達事業者の負担を低減させるとともに、地球温暖化防止対策として、配達車両から排出される二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、郵便ポストと異なり、不在時に宅配された荷物を受け取れるように、住居の外に設置した鍵付きの収納庫であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管ができるもの
- (2) 盗難防止のため、容易に動かすことができないように対策がなされているもの
- (3) 未使用の新品であるもの
- (4) 令和6年4月1日以降に購入し、及び設置したもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら購入した補助対象設備を自ら居住する市内の住宅（集合住宅を除く。以下同じ。）敷地内に設置した個人であって、申請時において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象設備の購

入及び設置に係る事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する費用とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、15,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1台までとする。

(交付申請兼実績報告)

第8条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、みよし市宅配ボックス設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に補助対象経費に係る支払証明書及び次に掲げる書類を添えて、当該支払証明書に記載された支払日から起算して180日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備設置後の住宅の全景のカラー写真

(2) 補助対象設備の設置場所及び設置状態を確認できるカラー写真

(3) 同意書(様式第2号)(申請者が所有権を有しない戸建住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の支払証明書は、次の各号のいずれかの原本又は写しとする。

(1) 領収書

(2) レシート

(3) その他支払をしたことが分かる書類

3 市長は、第1項に規定する補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、当該申請を適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、みよし市宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、適当と認められな

いときは補助金の不交付決定を行い、みよし市宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、直ちにみよし市宅配ボックス設置費補助金交付請求書（様式第5号）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 交付決定者が補助金の交付を辞退しようとするときは、みよし市宅配ボックス設置費補助金交付申請取下げ申出書（様式第6号）により市長に申し出るものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、みよし市宅配ボックス設置費補助金返還請求書（様式第7号）に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けた補助対象設備を適正に使用し、交付決定日から起算して5年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により補助対象設備を買換え、又は処分するとき。

(3) その他市長が認めたとき。

（市による調査）

第14条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付決定者に対して、補助対象設備の使用に関する調査を行うことができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

みよし市宅配ボックス設置費補助金交付申請書兼実績報告書

みよし市宅配ボックス設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象設備の情報

補助対象設備	宅配ボックス設置住宅の所在地等	支払日
宅配ボックス	みよし市 <input type="checkbox"/> 自己所有住宅である <input type="checkbox"/> 自己所有住宅ではない（同意書の添付必要）	年 月 日

2 補助金交付申請の内容

補助対象経費	補助金額算出方法	補助金交付申請額
_____円 ※宅配ボックスの購入及び設置に係る費用 ※消費税含む。	補助対象経費の2分の1 (1,000円未満切り捨て) 補助金上限額15,000円	_____円

3 添付書類チェックリスト

添付書類 ※該当項目に☑	
<input type="checkbox"/>	補助対象設備設置後の住宅の全景のカラー写真
<input type="checkbox"/>	補助対象設備の設置場所及び設置状態を確認できるカラー写真
<input type="checkbox"/>	同意書（様式第2号） （申請者が所有権を有しない戸建住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合に限る。）
<input type="checkbox"/>	支払証明書 （領収書、レシートその他支払をしたことが分かる書類のいずれかの原本又は写し）

4 公簿等による確認の承諾

私は、上記の補助金交付申請の審査を行うに当たり、申請者の住民票及び市税の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

年 月 日 申請者 _____

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

みよし市長 様

(住宅所有者)

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

同 意 書

私は、以下の住宅に宅配ボックスを設置することに、管理上支障がないものと認め、同意します。

記

宅配ボックス設置場所の情報

宅配ボックス設置住宅の所在地	みよし市
宅配ボックスの設置者の氏名	

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市宅配ボックス設置費補助金については、みよし市宅配ボックス設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金交付の条件

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市宅配ボックス設置費補助金については、みよし市宅配ボックス設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第5号（第10条関係）

みよし市宅配ボックス設置費補助金交付請求書

年 月 日

みよし市長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

みよし市宅配ボックス設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

補助金交付決定通知書の番号		_____ 第 _____ 号	
振 込 先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・金庫	本店 支店 出張所
	口座番号	普通 当座	NO.
	口座名義人	フリガナ	

※金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
※必ず、申請者本人名義の口座を御記入ください。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

みよし市宅配ボックス設置費補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市宅配ボックス設置費補助金については、みよし市宅配ボックス設置費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付申請を取り下げます。

記

1 補助金額 金 _____ 円

2 取下げ理由 _____

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市宅配ボックス設置費補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定をし、交付したみよし市宅配ボックス設置費補助金については、みよし市宅配ボックス設置費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 取消し理由

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)

様式第 6 号 (第 11 条関係)

様式第 7 号 (第 12 条関係)